



長野市
第 26 号
25.4.3
保健福祉部長野市保健所
24 医第 630 号 総務課
平成 25 年（2013 年）3 月 27 日

長野市保健所長 様

長野県健康福祉部長



医療法施行条例等の制定について（通知）

のことについて、下記及び別添のとおり制定しましたので、御了知いただくとともに、関係機関に周知をお願いします。

なお、社団法人長野県医師会長、社団法人長野県歯科医師会長には別紙のとおり通知しました。

記

1 制定の理由及び内容

医療法の一部改正に伴い、次の事項を定める。

なお、条例及び規則で定める基準については、これまで医療法及び医療法施行規則で定められていた基準と同一のものとする。

- (1) 基準病床制度における既存病床数等を算定する場合の補正の方法
- (2) 専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所の開設者
- (3) 病院又は療養病床を有する診療所における従業者及び施設

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

担当	医療推進課 医療係
山本 智章	（課長） 五味 菜穂子（担当）
電話	026-235-7145
ファクシミリ	026-223-7106
電子メール	iryo@pref.nagano.lg.jp



長野県報

12月13日(木)
平成24年
(2012年)
第2429号

目 次

条 例

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例の一部を改正する条例（健康福祉政策課）	4
医療法施行条例（医療推進課）	4
長野県食品安全・安心条例（食品・生活衛生課）	4
食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課）	6
職業能力開発促進法施行条例（人材育成課）	7
県道の構造の技術的基準等に関する条例（道路管理課・道路建設課）	7
長野県都市公園条例の一部を改正する条例（都市計画課）	8
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（建築指導課）	8
高等学校設置条例の一部を改正する条例（高校教育課）	12
長野県暴力団排除条例の一部を改正する条例（組織犯罪対策課）	12

規 則

事務処理規則の一部を改正する規則（行政改革課）	13
国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則（健康福祉政策課）	13

告 示

平成24年12月7日長野県議会定例会において認定された平成23年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見（財政課）	14
平成24年11月16日専決処分した平成24年度補正予算の要領（財政課）	21
平成24年12月7日成立した平成24年度補正予算の要領（2件）（財政課）	21
地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（税務課）	22
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）	22
身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害者支援課）	23
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障害者支援課）	23
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	24

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働・NPO課）	25
一般競争入札（税務課）	25
行政書士法に基づく行政書士の処分（市町村課）	26
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）	26
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	27
開発行為に関する工事の完了（3件）（建築指導課）	27
一般競争入札（生活排水課）	27
地方自治法に基づく監査結果に関する報告（監査委員事務局）	29

本号で公布された条例のあらまし

◇ 国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例の一部を改正する条例（条例第74号）

- 1 国民健康保険法の一部改正により、市町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する都道府県調整交付金の割合が100分の9（改正前100分の7）に引き上げられたため、普通調整交付金と特別調整交付金の比率（現行6：1）を次のとおりとしました。
 - (1) 平成24年度から平成26年度まで 普通調整交付金8：特別調整交付金1
 - (2) 平成27年度以降 普通調整交付金6：特別調整交付金3
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 医療法施行条例（条例第75号）

- 1 医療法の一部改正に伴い、次の事項を定めました。
 - (1) 基準病床制度における既存病床数等を算定する場合の補正の方法
 - (2) 専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所
 - (3) 病院又は療養病床を有する診療所における従業者及び施設
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 長野県食品安全・安心条例（条例第76号）

- 1 食品の安全・安心のための施策を総合的に推進することにより、食品の安全性と県民の信頼の確保を図るため、次のとおり条例を制定しました。
 - (1) 食品の安全・安心のための基本理念を定めました。
 - (2) 食品の安全・安心に関し、県、食品関連事業者の責務及び県民の役割を定めました。
 - (3) 知事は、食品の安全・安心のための施策を総合的に推進するため、その基本的方向等を内容とする基本指針を策定することとした。
 - (4) 施策の基本となる事項として、次の事項その他所要の事項を定めました。

ア 県は、食品の安全・安心のための施策について県民などに意見を求めるとともに、県、県民及び食品関連事業者等の関係者が相互に食品の安全性に関する情報を共有し、相互に理解することを推進するため、関係者が情報及び意見の交換をする場を設けることなど必要な措置を講ずることとしました。

イ 県内の食品関連事業者が食品等の自主回収を行った場合、当該食品等の名称、回収する理由などを知事に報告しなければならないこととし、県は、その内容を公表することとしました。

ウ 県は、本県特有の施策として野生のこども及び野生鳥獣の肉の安全性の確保対策を講ずることとしました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第77号）

- 1 食品衛生法施行令の一部改正に伴い、県が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 職業能力開発促進法施行条例（条例第78号）

- 1 職業能力開発促進法の一部改正に伴い、次の事項を定めました。
 - (1) 県が設置する公共職業能力開発施設以外の施設において行う職業訓練に関し必要な事項
 - (2) 県が行う職業訓練の基準
 - (3) 県が設置する公共職業能力開発施設の職業訓練指導員の資格
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 県道の構造の技術的基準等に関する条例（条例第79号）

- 1 道路法の一部改正に伴い、県道の構造の技術的基準、県道に設ける道路標識の寸法及び自動車専用道路と道路等との交差の方式の特例を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第80号）

- 1 長野県駒場公園について、中央広場及び長野県佐久創造館を除き佐久市に移管することに伴い、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第81号）

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律の制定により、低炭素建築物新築等計画の認定制度が創設されたことに伴い、認定に係る手数料の額を定めました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 高等学校設置条例の一部を改正する条例（条例第82号）

- 1 第1期長野県高等学校再編計画に基づき、長野県飯田工業高等学校と長野県飯田長姫高等学校を統合し、長野県飯田O I D E長姫高等学校を設置するほか所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第83号）

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により条項ずれが生じた同法の規定を引用している規定の整理を行いました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-



国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第74号

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例(平成17年長野県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「7分の6」を「9分の6」に改め、同条第5項中「7分の1」を「9分の3」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第4項及び第5項の規定は、平成24年度における調整交付金から適用する。

(経過措置)

2 平成24年度から平成26年度までの間における普通調整交付金の総額については、新条例第2条第4項の規定にかかわらず、調整交付金の総額の9分の8に相当する額とする。

3 平成24年度から平成26年度までの間における特別調整交付金の総額については、新条例第2条第5項の規定にかかわらず、調整交付金の総額の9分の1に相当する額とする。

健康福祉政策課

医療法施行条例をここに公布します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第75号

医療法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(既存病床数等の補正等)

第2条 法第7条の2第4項の規定による補正是、既存の病院若しくは診療所又は同条第1項から第3項までの申請に係る病院若しくは診療所の機能及び性格を考慮して、規則で定めるところにより行うものとする。

2 法第7条の2第5項の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。)の入所定員数は、規則で定めるところにより算定した数とする。

(専属の薬剤師を置かなければならない病院等)

第3条 法第18条の規定により専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所の開設者は、病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所の開設者とする。

(病院が有しなければならない従業者及び施設)

第4条 法第21条第1項第1号の規定による条例で定める従業者は、次に掲げる従業者とし、その員数は、規則で定める。

- (1) 薬剤師
- (2) 看護師及び准看護師
- (3) 看護補助者
- (4) 栄養士
- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者
- (6) 療養病床を有する病院にあっては、理学療法士及び作業療法士

2 法第21条第1項第12号の規定による条例で定める施設は、次に掲げる施設(療養病床を有しない病院にあっては、第1号に掲げる施設)とし、その構造設備は、規則で定める。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設(法第15条の2の規定により委託する業務のうち規則で定めるものに係る施設を除く。)
- (2) 談話室
- (3) 食堂
- (4) 浴室

(療養病床を有する診療所が有しなければならない従業者及び施設)

第5条 法第21条第2項第1号の規定による条例で定める従業者は、次に掲げる従業者とし、その員数は、規則で定める。

- (1) 看護師及び准看護師
- (2) 看護補助者
- (3) 事務員その他の従業者

2 法第21条第2項第3号の規定による条例で定める施設については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる施設(療養病床を有しない病院にあっては、第1号に掲げる施設)」とあるのは、「次の各号(第1号を除く。)に掲げる施設」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

医療推進課

長野県食品安全・安心条例をここに公布します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第76号

長野県食品安全・安心条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 基本的施策(第7条-第19条)
- 第3章 自主回収の報告(第20条)
- 第4章 雜則(第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食品の安全・安心に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食品の安全・安心のための施策の基本となる事項を定めることにより、食品の安全・安心のための施策を総合的に推進し、もって食品の安全性を確保し、その安全性に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品 すべての飲食物(薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)をいう。



長野県報

3月25日(月)
平成25年
(2013年)
第2456号

目 次

条 例

長野県新型インフルエンザ等対策本部条例（危機管理防災課・健康長寿課）	7
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	7
長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（人事課）	8
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	8
資金積立基金条例の一部を改正する条例（税務課・道路建設課・高校教育課）	9
創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）	9
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政改革課地方分権推進室）	10
長野県西駒郷条例等の一部を改正する条例（障害者支援課）	12
長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（温暖化対策課）	13
長野県豊かな水資源の保全に関する条例（水大気環境課）	15
長野県流域下水道条例の一部を改正する条例（生活排水課）	17
長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例（園芸畜産課）	18
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定による移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準に関する条例（道路管理課）	18
長野県都市公園条例の一部を改正する条例（都市計画課）	18
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（建築指導課）	19
水道法に基づく技術者による監督が必要な布設工事等に関する条例（企業局）	19
長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（企業局）	20
長野県食と農業農村振興の県民条例の一部を改正する条例（調査課）	20
長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（義務教育課）	20
長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（文化財・生涯学習課）	21
長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）	21
長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（警務課）	21
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（生活環境課）	22
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例（交通規制課）	24

規 則

医療法施行条例施行規則（医療推進課）	25
長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則（医療推進課）	27
婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（こども・家庭課）	27
児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（こども・家庭課）	28
母子保健法施行細則廃止規則（こども・家庭課）	34
長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則（水大気環境課）	35
職業能力開発促進法施行条例施行規則（人材育成課）	41
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	42
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則（交通規制課）	43

告 示

平成25年2月27日成立した平成24年度補正予算の要領（財政課）	44
平成25年3月15日成立した平成24年度補正予算の要領（財政課）	45
平成25年3月15日成立した平成25年度予算の要領（財政課）	48
生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	52
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事業所の名称又は所在地の変更の届出（地域福祉課）	54
都市計画事業の事業計画の変更認可（4件）（生活排水課）	55
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（3件）（砂防課）	57
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課）	58
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課）	59
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課）	59
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	60
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	60
文化財保護条例に基づく長野県宝、長野県史跡及び長野県天然記念物の指定（文化財・生涯学習課）	60

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）	61
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（2件）（経営支援課）	61
一般競争入札（道路管理課）	62
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	63
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請の適当である旨の決定及び換地計画書の写しの縦覧（農地整備課）	63
建築基準法に基づく認定（建築指導課）	63
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（企業局）	64
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活環境課）	64
平成23年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置（監査委員事務局）	65
一般競争入札（2件）（交通政策課）	80
一般競争入札（高校教育課）	82

訓 令

長野県流域下水道条例施行規程（生活排水課）	83
-----------------------	----



医療法施行条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第5号

医療法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、医療法施行条例（平成24年長野県条例第75号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(既存病床数等の補正等)

第2条 条例第2条第1項の規定による補正は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請（以下この条において「許可申請」という。）がなされた場合において、当該許可申請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の80に規定する区域における既存の病床の数及び当該許可申請に係る病床数について、次に掲げところにより行うこととする。

(1) 次に掲げる病院又は診療所の病床については、病床の種別ごとに、当該病床の利用者のうち本来の目的の利用者以外の利用者の数を当該病床の利用者の数で除した数（その数が0.05以下であるときは、零）を既存の病床の数又は当該許可申請に係る病床数に乗じて得た数を既存の病床の数又は当該許可申請に係る病床数として算定すること。

ア 国の開設する病院又は診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁又は防衛省が所管するもの

イ 独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院又は診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの

ウ 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所

(2) 前号の本来の目的の利用者とは、次のアからエまでに掲げる病院又は診療所の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める利用者をいう。

ア 前号のアに掲げる病院又は診療所 同アの省庁の職員及びその家族である利用者

イ 前号のイに掲げる病院又は診療所 業務上の災害を被った労働者である利用者

ウ 前号のウに掲げる病院又は診療所 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族である利用者

エ 前号のエに掲げる病院又は診療所 入院患者

(3) 放射線治療病室の病床又は無菌病室、集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室（以下この条において「無菌病室等」という。）の病床であって無菌病室等の入院患者が当該無菌病室等における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床の数及び当該許可申請に係る病床数に算定しないこと。

(4) 介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の入所定員については、その入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）又は一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）に係る既存の病床の数として算定すること。

(5) ハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。

(6) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第2条第5項に規定する指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の入院をさせる旨の決定を受けた者に対する当該入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床の数に算定しないこと。

2 前項第1号の病床の利用者のうち本来の目的の利用者以外の利用者の数及び当該病床の利用者の数並びに同項第3号の放射線治療病室の病床及び無菌病室等の病床であって当該無菌病室等の入院患者が当該無菌病室等における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、許可申請に係るものと除き、当該許可申請があった日前の直近の9月30日における数によるものとする。この場合において、同日において業務が行われていない病院又は診療所に係るこれらの数は、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする他の病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

3 許可申請に係る病床数についての第1項第1号の病床の利用者のうち本来の目的の利用者以外の利用者の数及び当該病床の利用者の数並びに同項第3号の放射線治療病室の病床及び無菌病室等の病床であって当該無菌病室等の入院患者が当該無菌病室等における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、当該許可申請に係る病院又は診療所の機能及び性格、当該許可申請に係る病床の種別の病床がある場合における当該病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする他の既存の病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

4 条例第2条第2項の規則で定めるところにより算定する数は、介護老人保健施設の入所定員に0.5を乗じて得た数とする。

（病院が有しなければならない従業者及び構造設備等）

第3条 条例第4条第1項の規定により定める従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 薬剤師 精神病床（法第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。以下同じ。）及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150で除した数と精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70で除した数と外来患者に係る取扱处方

箇の数を75で除した数とを加えて得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。）

- (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床（法第7条第2項第3号に規定する結核病床をいう。以下同じ。）に係る病室の入院患者の数を4で除した数と感染症病床（同項第2号に規定する感染症病床をいう。以下同じ。）及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができます。
 - (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
 - (4) 栄養士 病床数100以上の病院にあっては、1
 - (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数
 - (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適当数
- 2 前項第1号から第3号までの入院患者、外来患者及び取扱处方箇の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合には、推定数による。
- 3 条例第4条第2項の規定により定める構造設備は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備とする。
- (1) 消毒施設及び洗濯施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び従業者の被服、寝具等の消毒を行うことができるものであること。
 - (2) 談話室 療養病床の入院患者同士及び入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
 - (3) 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
 - (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。
- 4 条例第4条第2項第1号の規則で定める業務は、繊維製品の滅菌消毒の業務及び寝具類の洗濯の業務とする。
(療養病床を有する診療所が有しなければならない従業者及び構造設備)
- 第4条 条例第5条第1項の規定により定める従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
 - (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
 - (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数
- 2 条例第5条第2項において準用する条例第4条第2項の規定により定める構造設備は、前条第3項各号（第1号を除く。）に掲げる施設の区分に応じ、当該各号（第1号を除く。）に定める構造設備とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）附則第13条の規定による転換を行った介護老人保健施設の入所定員（当該転換に係る部分に限る。）について第2条第1項第4号及び第4項の規定を適用する場合においては、当該転換を行った日から同日以後最初の療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、これらの規定中「入所定員に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。
- 3 前項に規定する介護老人保健施設以外の介護老人保健施設については、当分の間、第2条第1項第4号及び第4項の規定は、適用しない。
- 4 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号のハ又はニの(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）であって、精神病床を有するものについて第3条第1項の規定を適用する場合においては、同項第1号中「精神病床（法第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。以下同じ。）及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同項第2号中「、精神病床及び結核病床」とあるのは「及び結核病床」と、「感染症病床（同項第2号に規定する感染症病床をいう。以下同じ。）及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」とする。
- 5 省令第52条第1項又は第3項に規定する病院の開設者が同条第1項の規定による精神病床又は療養病床の転換を行おうとして、平成24年3月31日までの間にその旨を知事に届け出た場合には、これらの病院が有しなければならない従業者の員数は、当該病院の病床の転換が完了するまで（当該転換の完了が平成30年3月31日後となる場合にあっては、同日まで）の間は、第3条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数とする。
 - (1) 看護師及び准看護師 次に掲げる数を合算した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができます。
 - ア 療養病床（転換病床（省令第51条に規定する転換病床をいう。以下同じ。）を除く。）に係る病室の入院患者の数を6で除した数
 - イ 転換病床に係る病室の入院患者の数を9で除した数
 - ウ 精神病床（転換病床を除く。）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除した数
 - エ 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除した数
 - (2) 看護補助者 次に掲げる数を合算して得た数（その数が1に

- 満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)とする。
- ア 療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を6で除した数
- イ 療養病床(転換病床に限る。)に係る病室の入院患者の数を9で除した数に2を乗じた数
- 6 省令第53条の規定による届出に係る病院が有しなければならない従業者の員数は、平成30年3月31日までは、第3条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- (1) 看護師及び准看護師 次に掲げる数を合算した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当事数を助産師とし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当事数を歯科衛生士とすることができます。
- ア 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除した数
- イ 精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除した数
- ウ 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3で除した数
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1
- 7 精神病床を有する病院(附則第4項に規定する病院を除く。)については、当分の間、第3条第1項第2号本文の規定にかかわらず、同号本文の規定により算定した数のうち、精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)から減じた数を看護補助者とすることができます。
- 8 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。附則第12項において「平成13年改正省令」という。)附則第22条に規定する病院については、第3条第3項の規定は、適用しない。
- 9 省令第54条の規定による届出に係る診療所が有しなければならない従業者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第4条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1
- 10 省令第55条の規定による届出に係る診療所が有しなければならない看護師、准看護師及び看護補助者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第4条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1とする。ただし、そのうち1人は、看護師又は准看護師とする。
- 11 療養病床を有する診療所(前項に規定する診療所を除く。)が有しなければならない看護師、准看護師及び看護補助者の員数は、

当分の間、療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1を加えて得た数とする。ただし、そのうち1人は、看護師又は准看護師とする。

- 12 平成13年改正省令附則第24条に規定する診療所については、第4条第2項の規定は、適用しない。

医療推進課

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一
長野県規則第6号

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則

長野県看護専門学校管理規則(昭和39年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(平成25年度における長野県須坂看護専門学校の定員等の特例)

- 4 平成25年度における長野県須坂看護専門学校の第2条に規定する定員は、同条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	入学定員	総定員
修業年限2年	0人	20人
修業年限3年	40人	120人

- 5 長野県須坂看護専門学校の校長は、第12条の2各号に規定する者のほか、平成26年3月31日までに卒業の見込みがない学生(修業年限が2年のものに在学しているものに限る。)を除籍することができる。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

医療推進課

婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一
長野県規則第7号

婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第68号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。(設備)

第2条 条例第11条第1項の規定で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。